

ほうもんかんご
「訪問看護」をご存知ですか？

看護師がご自宅にうかがい、
専門家の目で体調管理などを行います。



身の回りのことが
できなくなった



- ・食事、排泄、薬の管理など、
日常生活のアドバイスをを行います
- ・リハビリや身体の保清を行います



通院が難しいので
家で医療を受けたい



- ・主治医と連携をとり医療的ケア、
床ずれなどの処置を行います
- ・症状の改善、悪化予防のための
ケアを行います



自宅で最期まで
暮らしたい



- ・医療介護サービス等との連携を
はかり、看取りに対応します
- ・24時間対応します



赤ちゃんから高齢者までご利用いただけます
(介護保険・医療保険の適用があります。また、医師の指示書が必要です)



かかりつけの医師や看護師、介護支援専門員(ケアマネジャー)
または、下記にご連絡ください

訪問看護に関する問合せ先

- ☎神奈川県看護協会 訪問看護従事者相談窓口 045-263-2934
- ☎神奈川県訪問看護ステーション協議会 045-671-9103
- ☎横浜在宅看護協議会 (横浜市内のみ) 080-6680-1133

このチラシの問合せ先：神奈川県医療課人材確保グループ 045-210-1111(代)

訪問看護サービス導入のめやす

早めに訪問看護を利用することで、状態の悪化を防ぐことができます。

以下の項目にあてはまるが多くなったら、

かかりつけ医、ケアマネジャーにお気軽にご相談下さい。

訪問看護師は、医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士（リハビリテーション）
栄養士等と協力し、利用者やご家族の皆様がご自宅で安心して暮らせるよう
お手伝いします。



【食事・栄養】

- 食事の量が減った
- 減塩やカロリーなど、決められた食事をとる必要がある
- 水分をあまり飲まなくなった
- 食事・水分や痰でむせやすくなった
- 脱水をおこしやすい



【排泄】

- 尿が出にくい
- 便秘または下痢ぎみだ
- 自力で便が出ず、浣腸が必要だ



【清潔】

- 入浴に手助けが必要
- 一人で歯磨きやうがいができない



【移動】

- 転びやすくなった（転んで骨折したことがある）
- 移動や起き上がりに手助けが必要

【医療管理】

- 酸素
- 人工呼吸器
- 吸引
- 経管栄養
- インスリン等の自己注射
- 点滴
- 膀胱ろう、留置カテーテル、自己導尿
- ストマケア
- 痛み止め（麻薬）を使用している
- 薬をきちんと飲んでいるか確認が必要



【疾患や病状】

- ターミナル期
- 消毒が必要な傷や褥瘡（とこずれ）がある
- 難病や進行性の疾患
- 薬や運動の調整が必要
- リハビリテーションが必要
- 入退院をくりかえすようになった（間隔が短くなった）



【その他の状況】

- 一人暮らし
- 介護度が高い
- 生活するうえで医療的アドバイスが必要である
- 介護される方の悩みや相談への支援が必要である



神奈川県訪問看護推進協議会

「地域包括ケアにおける訪問看護の活用についての実態調査報告書」(平成28年3月)より 主な項目を抜粋し作成